

取 扱 基 準

名 称	地域コミュニティ協議会事務所借上補助金
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	地域コミュニティ協議会が当協議会の運営等に係る事務を行うため、市の所有する以外の建物を借上げる場合に要する経費を補助する。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	地域コミュニティ協議会が運営等に係る事務を行うための施設の確保を目標とする。 <目標が数値でない場合の評価方法> 市の施設等においてコミュニティ協議会の運営等に係る事務を行うことができず、やむを得ず事務所を有料で借上げた協議会について、その負担を軽減すること。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	(1) 契約に係る物件の賃料 (2) 事務所の使用に生じる電気、ガス、上下水道の実費経費及び借上契約の更新に係る経費 (3) 借上初年度の契約に係る敷金、権利金その他これらに類する経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<補助率> 10分の10 <上限額> 上記(1) 原則60万円 上記(2) 10万円 上記(3) 30万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 地域コミュニティ協議会は規模等が異なることから、安定した運営の確保を図る必要があるため。また、市の施設等を利用することができる協議会との均衡を図る必要があるため。
開始時期	令和 7年 4月 1日
評価の時期	令和 9年 9月 30日
終 期	令和10年 3月 31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示
	[媒体] 地域コミュニティ協議会予算書又は決算書、会報等
担当部署	市民生活部 市民協働課 電話 025-226-1105 e-mail shiminkyodo@city.niigata.lg.jp